

○訪問介護事業運営要領 (平成11年12月28日制定)

改正	平成13年 3月26日	平成15年 3月31日	平成16年 3月30日	平成17年 2月24日
	平成18年 3月28日	平成21年 2月26日	平成22年 6月25日	平成26年 3月26日
	平成29年 3月 8日	令和 2年 1月29日	令和 3年 2月24日	令和 4年 2月 3日
	令和 6年 1月 9日	令和 8年 5月27日	令和 8年 7月17日	

(目的)

第1条 この事業は、組合が行う指定第1号訪問事業及び指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の訪問介護員等（以下「従業者」という。）が、要介護状態及び要支援状態等（以下「要介護状態等」という。）にある利用者に対して、適正な指定第1号訪問サービス及び指定訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）サービスの提供を行うことにより要介護状態等の利用者及びその家族が安心して日常生活が営まれることを目的とする。

(運営方針)

第2条 この組合は、要介護状態等の高齢者に対して、次の指定訪問介護サービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の向上をはかるとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

1 指定第1号訪問事業

要支援状態の利用者に対して、本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支えあいや他の福祉施策などの代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮したうえで、利用者のできることは利用者が行うことを基本とした利用者参加型の援助を行う。

2 指定訪問介護事業

要介護状態の利用者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

② この組合は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

③ この組合は、地域福祉の向上のため、市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他保健・医療・福祉機関と密接に連携する。

(事務所の名称、所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
A たじま豊岡介護センター	豊岡市大篠岡962番地の2
J A たじま浜坂介護センター	美方郡新温泉町七釜678番地の2
J A たじま南但介護センター	朝来市和田山町栄町25番地の1

(事業の実施地域)

第4条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

名 称	実 施 地 域
J A たじま豊岡介護センター	豊岡市
J A たじま浜坂介護センター	香美町、新温泉町
J A たじま南但介護センター	養父市、朝来市

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 この組合に配置する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者

- (1) 専らその職務に従事する常勤の管理者を1名配置する。ただし、この事業の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の職務を兼務することができる。
- (2) 管理者は、本要領の目的及び運営方針を達成するため、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行わなければならない。

2 サービス提供責任者

- (1) 常勤のサービス提供責任者を1名以上配置し、事業量に応じて適切な人員を配置する。
- (2) サービス提供責任者は、介護福祉士、訪問介護員養成研修1級課程を修了した者、又は訪問介護員養成研修2級課程を修了した者であって実務経験3年以上の者とする。
- (3) サービス提供責任者は、次のサービス内容の管理を行う。

- ア) 訪問介護計画の作成
- イ) 訪問介護計画の利用申し込みに関わる調整
- ウ) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的把握
- エ) サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援専門員等との連携
- オ) 訪問介護員に対し具体的援助目標や内容を指示し利用者の状況についての情報伝達
- カ) 訪問介護員の業務の実施状況の把握
- キ) 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理
- ク) 訪問介護員に対する研修、技術指導の実施

3 訪問介護員

- (1) 事業を行うために、訪問介護員を常勤換算で2.5名以上配置し、事業量に応じて適切な人員を配置するものとする。
- (2) 訪問介護員は、介護福祉士、看護師及び訪問介護員養成研修1・2級課程を修了した者とする。
- (3) 訪問介護員は、サービス提供責任者の指示に従って、指定訪問介護サービスを提供する。

(営業日、営業時間及び休日)

第6条 営業日、営業時間及び休日は次のとおりとする。ただし、この組合が特別に定めたときはこの限りではない。

- 1 営業日は、月曜日から金曜日までとし、土、日、祝日、年末年始は休日とする。
- 2 営業時間は、8時30分から17時00分までとする。
- 3 年末・年始の休日は、12月31日から翌年1月3日までとする。

② サービス提供日、時間及び休日は次のとおりとする。

- 1 サービス提供日は、日曜日から土曜日までとする。
- 2 サービス時間は、早朝時間として6時から8時、通常時間として8時から18時、夜間時間として18時から22時とする。なお、深夜時間として22時から翌6時を設定することができる。
- 3 年末、年始の休日は、12月31日から翌年1月3日とする。ただし、利用者の緊急の場合はこの限りでない。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- 1 身体介護
- 2 生活援助

(設備及び備品)

第8条 事業の運営を行うために、必要な広さの専用区画を設けるとともに、指定訪問介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えるものとする。

(利用申込者への内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 指定訪問介護サービスの提供に際して、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営要領の概要、訪問介護員等の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、文書で利用申込者の同意を得る。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看護サービスを提供することが困難であるときは、居宅介護支援事業者に連絡を行い、他の事業者を紹介その他必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第11条 指定訪問介護サービスの提供を求められた場合は、被保険者証等で、利用者の被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間を確認する。なお、要介護認定審査の意見等が記載されているときは、その指示にしたがってサービスを提供する。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第12条 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健、医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努め、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療又は福祉サービスの利用状況を把握する。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第13条 利用者の居宅サービス計画が策定されているときは、その計画に沿ってサービスを提供する。

- ② 利用者が居宅サービス計画の変更を希望するときは、居宅介護支援事業者に連絡する等の援助を行う。
- ③ 利用者が居宅サービス計画を作成していないときは、利用者が計画を策定できるよう居宅介護支援事業者の情報を提供する等の援助を行う。

(介護予防訪問介護計画及び訪問介護計画の作成)

第14条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、援助の目標や、目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護予防訪問介護計画及び訪問介護計画（以下「訪問介護計画」という。）の作成にあたっては、利用者又はその家族に説明し、同意を得る。

- ② サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成したときには、当該訪問介護計画を利用者に交付する。

③ サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて訪問介護計画の変更を行う。

④ 訪問介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されているときには、その内容に沿って作成する。

(介護予防のための効果的な支援)

第15条 指定第1号訪問サービスを提供するに当たり、次の基本方針と具体的方針に基づき、指定第1号訪問サービスを提供しなければならない。

(1) 基本方針

ア) 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に関するサービス提供を行う。

イ) 利用者の自立意欲を高めるような適切な働きかけを行うこと。

ウ) 利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこと。

(2) 実施手順に関する具体的方針

ア) サービス提供の開始にあたり利用者の心身状況等を把握すること。

イ) 個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた介護予防訪問計画を策定すること。

ウ) 介護予防訪問計画の作成後、介護予防訪問計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告すること。

(提供拒否の禁止)

第16条 この事業所は、正当な理由なく指定訪問介護サービスの提供を拒むことは出来ない。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第17条 指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の同意を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第18条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

② 通常事業の実施区域以外の地域において事業を行うときは、利用者より実費相当分の交通費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、1 km当たり30円を徴収する。

(利用料の徴収)

第19条 居宅サービス計画を策定しているとき（法定代理受領サービス）は、サービスを提供したときに利用者より利用者自己負担分の支払いを受け、利用者自己負担分以外は国保連に請求する。

② 法定代理受領以外サービスは、サービスを提供したときに、利用者からサービスにかかる費用の支払いを受け、提供したサービス内容、費用の額等を記載したサービス提供記録書を利用者に交付する。

(身分を証する書類の携行)

第20条 訪問介護員は身分証明書を常に携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する。

(サービス提供記録の記載)

第21条 指定訪問介護サービスを提供したときに、利用者が所有する記録書に提供日、内容、サービス費を記載する。

② 指定訪問介護サービスを提供したときに、提供した具体的な内容を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供する。

(利用者に関する市町への通知)

第22条 利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市町に通知する。

1 正当な理由なしに指定訪問介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(サービスの終了)

第23条 指定訪問介護サービスの提供を終了するときは、利用者またはその家族に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第24条 訪問介護員等は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じたとき及びその他必要なときには、速やかに主治医及びサービス提供責任者への連絡を行い、適切な対応を講じる。

(訪問介護員の資質向上)

第25条 訪問介護員の資質向上のために必要な研修の機会を次のとおり設けるものとする。

1 採用後2カ月以内

2 継続研修年2回以上

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第26条 居宅介護支援等業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益供与を禁止するものとする。

(衛生管理等)

第27条 訪問介護員等は、清潔の保持及び健康状態の管理のために、採用時及び採用後、毎年1回健康診断を受けなければならない。

② 設備及び備品について、衛生的な管理を行う。

③ サービスの提供を行う訪問介護員は、感染予防のため主に次の事項を励行するとともに、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

1 手指の洗いとうがいをする。

2 作業衣の交換と洗濯をする。

3 利用者に状況に応じてゴム手袋を使用する。

④ 訪問介護員等は、1日のサービス実施前に健康状態等を管理者等に報告し、サービスに従事することの可否について判断を仰ぐものとする。

(秘密保持等)

第28条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

② 従業者であった者は、従業員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏

らしてはならない。

- ③ 利用者及び利用者家族の個人情報事業所内部での利用、他の事業者等への情報提供等で用いるときは、あらかじめ文書により本人及び家族の同意を得る。

(揭示、開示)

第29条 事務所の見やすい場所に、運営要領の概要、従業員の勤務体制等の重要事項を掲示する。

- ② 当事業所は、行政庁が実施する「介護サービス情報公表制度」に基づき、当事業所の事業内容等に関する情報を開示する。

- ③ この事業については、事実に基づき適正な、広報をすることができる。

(苦情処理)

第30条 利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口を設置し、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

- ② 利用者の苦情に関して、市町、国民健康保険団体連合会から質問・調査があるときは協力し、指導・助言に対して必要な改善を行う。

- ③ 市町、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第31条 利用者に対する指定訪問介護の提供時に事故が発生した場合は、当該利用者家族、市町、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な処置を講じる。

- ② 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

- ③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が生じたときは、この事業所が責任を持って対応する。

- ④ 前項の補償に備えるために、訪問福祉活動特約付帯賠償責任担保特約付団体建物火災共済に加入する。

(会計の区分)

第32条 この事業の会計はその他の事業の会計と区分する。

(記録の保存)

第33条 設備、備品、従業員及び会計に関する諸記録を整備し、文書規程の定めにより保存する。

- ② 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、サービスの完結の日から5年間保存する。

- 1 訪問介護計画
- 2 提供した具体的なサービス内容等の記録
- 3 市町への通知に関わる記録
- 4 苦情の内容等の記録
- 5 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(反社会的勢力の排除)

第34条 利用者または代理人が次のいずれかに該当する場合にはサービスの利用を断るものとする。またサービス提供後に判明した場合はサービスの提供を停止し、契約の解約をすることとする。

- 1 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力に該当すると認められること。
- 2 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- 3 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- 4 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(虐待防止に関する事項)

第35条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策等を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 事業所は、サービス提供中に、介護事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第36条 この要領に定めのない事項については、組合長がこれを決定する。

(要領の改廃)

第37条 この要領の改廃は、組合長が行う。

附 則（平成11年12月28日）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日）

この規程の変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日）

この規程の変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月24日）

この規程の変更は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日）

この規程の変更は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月26日）

この規程の変更は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日）

この規程の変更は、平成22年7月20日から施行する。

附 則（平成26年3月26日）

この規程の変更は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月8日）

この規程の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月29日）

この規程の変更は、令和2年3月1日から施行する。

附 則（令和3年2月24日）

この規程の変更は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月3日）

この規程の変更は、令和4年3月14日から施行する。

附 則（令和6年1月9日）

この規程の変更は、令和6年1月25日から施行する。

附 則（令和8年5月27日）

この要領の変更は、令和8年5月27日から施行する。

附 則（令和8年7月17日）

この要領の変更は、令和8年4月1日に遡及し施行する。